

令和6年度 那須塩原市図書館「みるる」における

トライアル・サウンディング募集要項

那須塩原市教育部生涯学習課

令和6年11月

1 トライアル・サウンディングの目的

トライアル・サウンディングは、那須塩原市が利活用を検討する公共施設等において、暫定利用（トライアル）する民間事業者等を募集し、一定期間、暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度です。

那須塩原市図書館は、まちのにぎわいを生み出す拠点となることを目指して令和2年9月に開館し、これまで多くの方にご利用いただきました。今回、民間事業者の皆様に那須塩原市図書館を暫定的に利用し、実際の集客性や採算性を確認していただく「トライアル・サウンディング」を実施します。より施設の魅力を引き出し、市民に親しまれる施設の在り方や課題が明らかになることを期待しています。

何よりもまずは、お気軽に、お試して使ってください。

2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ① 提案内容が、利用者のニーズやコンセプト等とマッチしているかを確認することができます。
- ② 当該施設等の立地、使い勝手、活用に必要な設備及び投資額等、事業の採算性を把握することができます。
- ③ 暫定利用のため、リスク負担が少なく、低コストで参画できます。
- ④ 実際の募集にあたって市への要望を伝えることができます。

(2) 那須塩原市のメリット

- ① 早い段階で市場性を確認することで、対象施設の滞在性や幅広い検討・新たな課題発見が可能になります。
- ② 事業者の皆さまの事業集客力、施設との相性などを確認することができます。
- ③ 事業者の皆さまの自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ④ 事業者の皆さまが求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

3 施設の概要

施設概要	
施設名称	那須塩原市図書館「みるる」
所在地	那須塩原市本町1番1号
敷地面積	4,011.49 m ²
用途地域	商業地域
建蔽率・容積率	80%・400%
トイレ	館内に2箇所、館外に1箇所
駐車場台数	図書館駐車場43台、隣接商業施設との共用駐車場73台、黒磯駅西口駐車場67台
建物概要	構造：鉄骨造2階 建築年：令和2年 延べ面積：4,967.69 m ² 施設概要：黒磯駅至近、年間来館者が38万人を超える那須塩原市でも有数の「人が集まる公共施設」です。従来の図書館のイメージと異なる建物構造や運営、さらに映画やMVの撮影に使われたこともあり、人気を集めています。

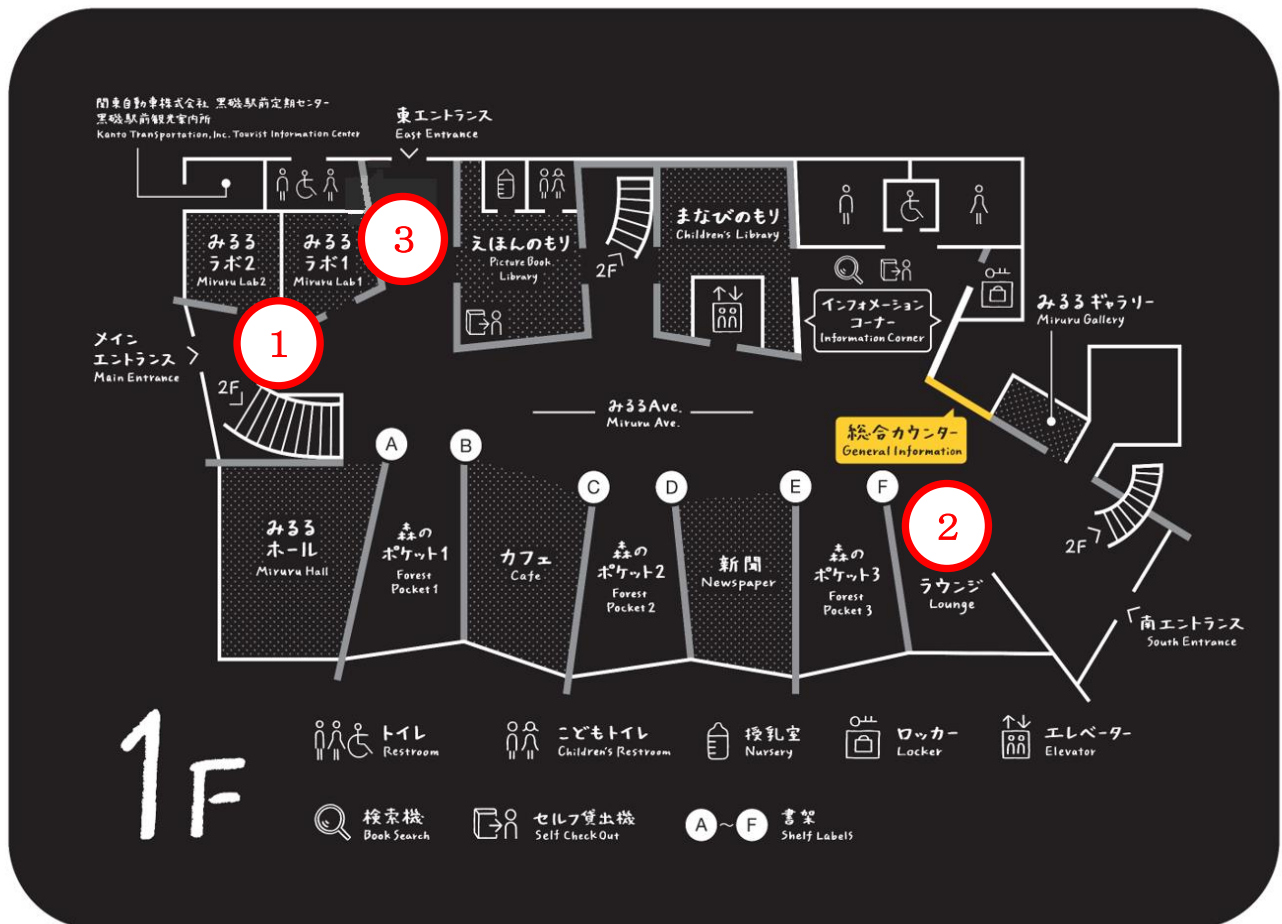
図書館利用の注意事項

- ・館内で火気の利用はできません。
- ・館内で大きな音は出さないようにしてください。
- ・蓋つきの飲み物を除き、館内で飲食可能な場所は決められています。
- ・館内にゴミ箱の設置はありません。
- ・休館日及び各コーナーでイベントが開催される日は、利用不可。

4 対象となるスペース

那須塩原市図書館 館内図（1階）

対象となるのは、  印のスペースです。（次頁で説明）

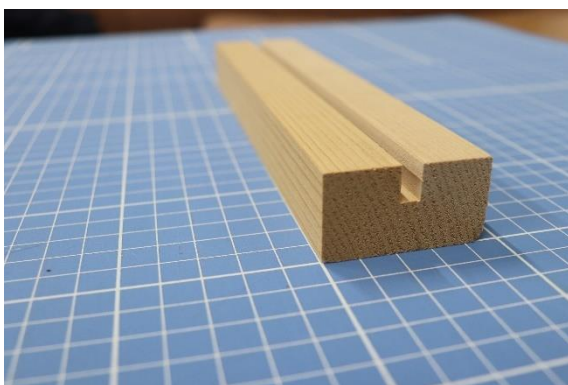


対象となるスペース

- ① 1階みるるラボ2出入口の書架11枠です。配置は希望に添えない場合があります。
利用例：企業広告や作品展示などを想定しています。赤枠部分を1枠単位で使用可。
- 1枠の大きさ 幅620mm、奥行110mm、高450mm（最下段を除く）
 - 書架に傷がつくため、釘や画鋲などを用いた設置はできません。
 - 出入口近くのため、風で飛ばないように工夫してください。



※設置例（土台を使った展示）

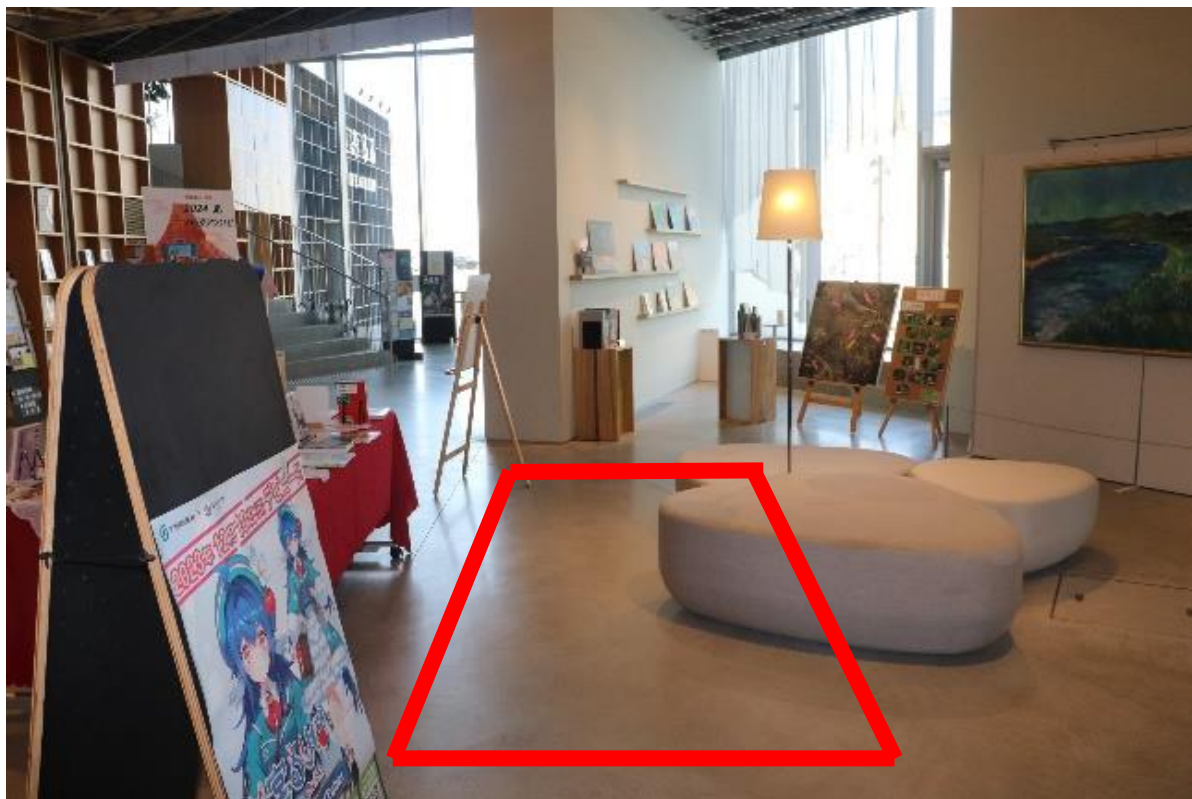


- 土台は暫定利用者が用意してください。
- 両面テープを使用する場合は、書架にマスキングテープ等を貼って保護してください。

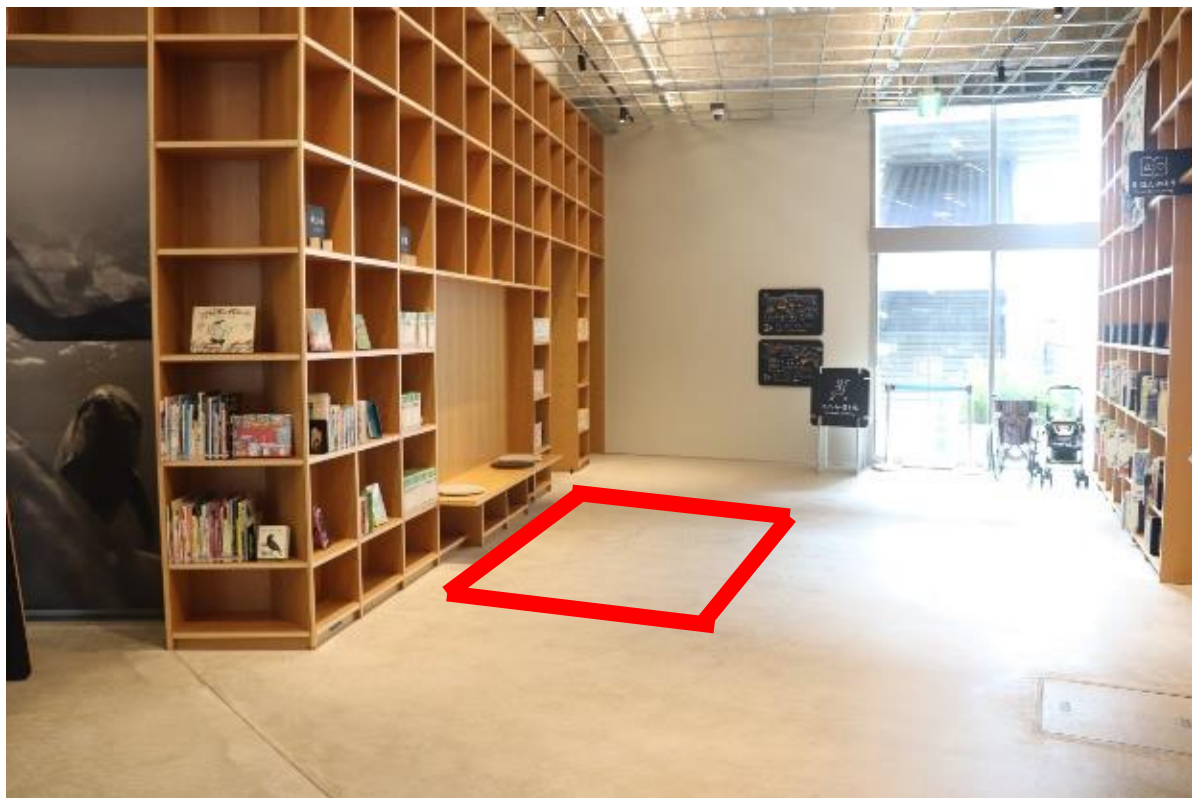
② 1階ラウンジ付近の一部（赤枠内）

利用例：物販や展示などを想定しています。

- ソファは移動可能です。
- フロアスタンドは移動できません。
- 物販や展示物を置く台は暫定利用者が用意してください。



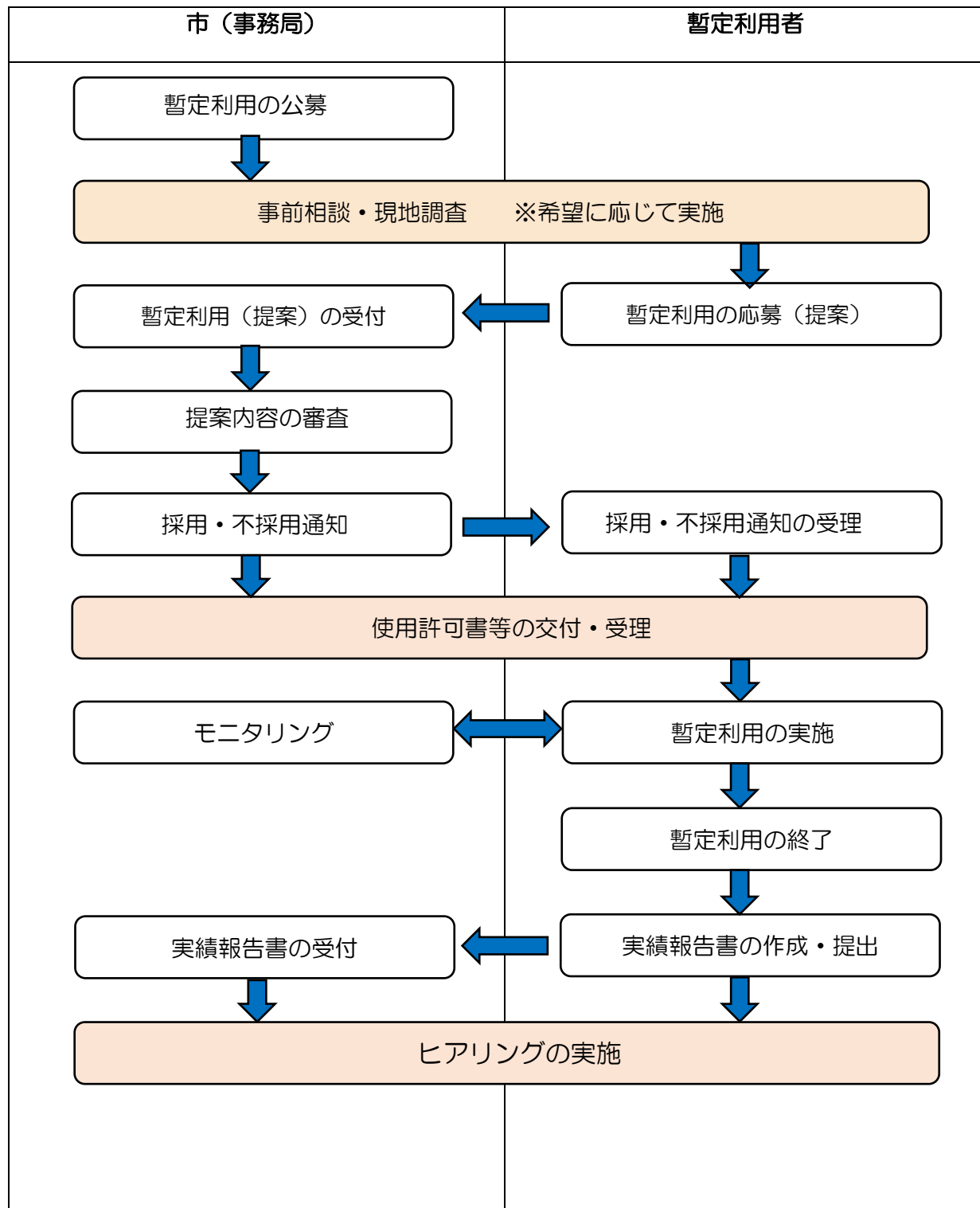
- ③ 1階東エントランス付近の一部（赤枠内）
利用例：物販や展示などを想定しています。
- ・ イベント開催日は利用できません。
 - ・ 物販や展示物を置く台は暫定利用者が用意してください。



5 トライアル・サウンディングの流れ及びスケジュール

	事業の募集・実施	令和6年12月3日（火）～ 令和7年2月14日（金）
1	事前相談・現地調査 （希望者のみ）	令和6年12月3日（火）～ 市と日程調整のうえ随時実施。 希望者は8 応募方法(2)事前相談及び(3)現地調査に示す「事前相談申込書」「現地調査申込書」を提出してください。
2	暫定利用受付	令和6年12月3日（火）～令和7年1月31日（金） 暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、8 応募方法(1)提出書類に示す書類を提出してください。
3	内容審査	提案内容を審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用に要する許可等	審査を通過した事業は、指定場所について使用許可となります。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は原則1日から1か月程度まで。 ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング及びヒアリング 実績報告書の提出	暫定利用中及び終了後に実施。 12モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。 実績報告書提出期限：暫定利用終了後、2週間以内

那須塩原市図書館におけるトライアル・サウンディング実施フロー



6 参加資格条件等

(1) 応募者の条件

- ① 応募者は、事業内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- ② 応募者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ③ 応募者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者としてします。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ④ 会社更生法、民事再生法または破産法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ⑦ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等を滞納している者

(3) その他失格事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本募集要項に定める手続きを順守しない場合

7 暫定利用に関する留意事項

(1) 那須塩原市図書館施設使用料

暫定利用に係る那須塩原市図書館施設使用料は免除（無料）とします。

(2) 暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は原則 1 日から 1 か月以内とします。利用期間の延長は、提案内容や応募状況を踏まえて市と協議するものとします。

(3) 実施期間

令和 6 年 12 月 3 日（火）～令和 7 年 2 月 14 日（金）

休館日の他、利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用を不可とします。

(4) 実施時間

午前 10 時 30 分から午後 5 時 00 分までの希望する時間帯

※搬入・搬出時間を含む。なお、書架利用は主に展示を目的とした場所であるため、実施時間の設定はありません。許可された暫定利用期間中において、展示物等の搬入・搬出を毎日行っても、設置したままでも、どちらでも可能とします。

(5) 費用負担

応募に係る費用、暫定利用に関するすべて費用及び暫定利用後における原状回復に係る費用はすべて暫定利用者の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 暫定利用者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとします。

(7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとする。

(8) 守秘義務

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。また、暫定利用にあたって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(9) その他

- ① 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響をあたえるものではありません。
- ② 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式1）を提出してください。
- ③ 暫定利用において施設内での破損・紛失・盗難など利用者及び第三者に生じた損害は、本市に故意又は重過失がある場合を除き、本市は責任を負わないものとします。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① 利用希望者は、次の書類を各1部、募集期間中に市へ提出するものとします。なお、5 行政財産使用許可申請書は、事業認可後、市に提出して許可を受けてください。
※2、3及び5の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

提出書類		内 容	様式番号
1	提案（事業）概要	利用希望者・事業内容・施設の利用範囲・スケジュールなど	任意様式
2	誓約書		様式2
3	応募者調書		様式3
4	市町村税完納証明書	申請日から3か月以内に取得したもの	
5	行政財産使用許可申請書		

- ② 提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合、提出時間は那須塩原図書館開館日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、令和7年1月31日（金）の消印有効とします。

③ 提出書類の提出先

〒325-0056 栃木県那須塩原市本町1番1号

那須塩原市 教育部 生涯学習課 那須塩原市図書館管理係（那須塩原市図書館内）

電話：0287-73-5556

メール：lib-nasushiobara@city.nasushiobara.tochigi.jp

(2) 事前相談

- ① 暫定利用者より「様式4 事前相談申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで事前相談を実施するものとします。
- ② 事前相談の有無は提案審査に影響することはありません。
- ③ 事前相談に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

(3) 現地調査

- ① 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、「様式5 現地調査申込書」を提出し、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地調査を実施することができるものとします。
- ② 現地調査にあたっては、施設管理者及び来館者（利用者）へ迷惑を及ぼさないこと、また、施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

9 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとする。

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ③ 暫定利用にあたって、市に財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為
- ⑦ 図書館の運営方針に合わない活動等

(3) 特に期待する提案内容

図書館の利用者が来館する際の楽しみとなるような賑わいのある場所、住民の皆様にとって楽しく身近な場所となるようなサービスの提案を期待しています。

- ① 文房具や小物などの物販、イベント実施などの提案
 - ② 近くにあるまちなか交流センター「くるる」と連動するような提案
 - ③ 人々の交流の促進を図る提案
 - ④ 企業による自社の活動紹介（自社製品PR等）
 - ⑤ アートを活かしたまちづくりにつながる提案（アート作品展示や販売等）
- ※ 図書館内が実施場所であるため、火気の使用は禁止します。

10 提案審査

(1) 提案審査

応募者の提出書類について、「別紙 那須塩原市図書館「みるる」トライアル・サウンディング提案審査表」に基づき、事務局において審査を行い60点以上かつ本事業の趣旨に合致する場合、暫定利用者として選定します。60点未満の場合は暫定利用者として選定しません。なお、内容に確認すべき事項がある場合は、個別ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を交付します。また、審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、市のホームページへ「暫定使用者の名称」「提案事業概要」を公表します。なお、審査結果に対する異議は申立てする

ことができないものとします。

11 事業実施に関する留意事項

(1) 責任及びリスクの考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアル・サウンディングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとする。

(2) 許可証の扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、当該許可書等に記載された条件を遵守して公共施設等を使用しなければなりません。なお、使用期間中は、当該許可書等を携行してください。

(3) 事業終了時

原状復帰の上、返却してください。

(4) 事業中止となる場合

提案した利用内容に反するなど、事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

(5) その他の留意事項

① 暫定利用内容の変更について

- ・荒天等でやむを得ず暫定利用を中止する場合、又は極端に利用時間が短くなる場合は、市へ事前に連絡してください。

② 衛生関係について

- ・衛生管理を徹底し、販売品等の品質を確保してください。
- ・必ずゴミ箱を使用場所の直近の見やすい場所に設置し、自ら処分してください。

③ 食品・酒類の提供について

- ・食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られていますが、暫定利用者の判断で消費者への配慮を行ってください。
- ・安全対策を万全にし、事故防止に努めてください。
- ・酒類の販売は禁止します。

④ インフラ（上下水道、電気等）について

- ・原則、インフラに係る使用料等は、暫定利用者が負担するものとします。ただし、本市と協議の上、認められる場合は、使用料は本市が負担します。
- ・図書館の電気設備や水道設備等は使用できません。暫定利用により生じた排水は、図書館敷地内で流さず、持ち帰りの上、適正に処分してください。図書館の備品も使用できませんので、暫定利用に必要な物品は暫定利用者が自ら用意してください。

⑤ 不測の事態への対応について

- ・イベント保険等に参加したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。

⑥ 苦情等の対応について

- ・暫定利用による事故や苦情等のトラブルには、責任を持って迅速に対応してください。なお、発生した事故や苦情等のトラブルは、その内容を市に報告してください。
- ・来館者や近隣住民の生活に影響を与える行為（拡声器を使用した呼び込み、大音量でのBGM使用等）は禁止します。
- ・館内で発電機を使用することはできません。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「5類感染症」になりましたが、政府の「基本的感染対策の考え方」に基づき、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。

⑧ その他

- ・事業終了後に使用中の写真を提出していただきますので、状況写真を撮影してください。

- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令及び本市条例を遵守してください。
- ・その他不明な点については、本市と協議するものとします。その協議が折り合わなければ、市の指示に従っていただくものとします。

12 モニタリング及びヒアリング

(1) モニタリングの実施について

市は、使用の様子を客観的に観察し、効果等を検証します。暫定利用者は、使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査に協力するものとします。有効なモニタリング調査とするため、利用者への声かけなど、積極的な実施にご協力をお願いします。

(2) 事業報告書の提出・ヒアリングの実施について

暫定利用者の使用期間が満了した後に、本市は暫定利用者から使用についての感想、民間活力導入アイデア（事業内容・手法・条件等）を伺うため、事業終了後2週間以内にヒアリングの場を設けます。ヒアリングの際、暫定利用者は、次の①提出書類に記載の書類を本市に提出してください。提出内容については、提案者の知的財産権に配慮した中で提案者が公表を認めた事項のみ公表を行います。

① 提出書類（事業終了後2週間以内）

提出書類	内 容	様式番号	提出部数
実績報告書	事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等	様式6	1部

- ※添付資料
- ・対象施設の写真（使用中）
 - ・収支報告書（任意様式）